

からも被害がないよう願っております。

また、今大変暑い日が続いています。8月は記録的に暑かったとの報道がございました。委員の皆様にはこの暑さによる疲れ、体調を崩さないように自愛いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますように、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げましてご挨拶いたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び書記を指名します。

本日の議事録署名者は36番の梅田誠也委員と37番の角居登委員を、書記に事務局の伊津野敬浩主幹を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画まで7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本日もちょっと訂正があります。まずは目次のほうをお開きください。1枚めくっていきますと目次になります。目次の第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちら件数「38件」となっておりますけれども、1件取り下げがっておりますので、「37件」と訂正方お願いします。

同じく第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちら2件取り下げがっておりますので、「34」を「32」と訂正方お願いします。それに伴いまして、一番下段の合計数、「176」とあります、こちら「173」と訂正方をお願いいたします。

あと個別の問題に入ります。4ページをお開きください。4ページの18番ですけれども、こちら取り下げになっております。4ページの18番です、斜線等に対応方お願いいたします。

ちょっとページが飛びまして、次が5条、13ページになります。13ページの2番ですけれども、こちらの方も取り下げになっております。13ページの2番です。

それに続いて16ページになります。16ページの12番、こちら

農地区分の欄ですけれども、ただいま「1種農地」と、こちら2種農地でしたので、「2種農地」と訂正方お願いします。16ページの12番の農地区分欄ですけれども、こちらを「2種農地」と訂正をお願いします。

同じく13番ですけれども、13番の譲受人、こちら今「鋤崎」さんとお名前なっております。こちら「鋤崎」さんの間違えでしたので、「鋤崎」さんを「鋤崎」と訂正方お願いします。

次ページの17ページになります。17ページの16番、こちら取り下げになっておりますので、斜線等で対応方お願いします。

訂正は以上です。

では、すみません、カラー用紙の報告の欄ですけれども、報告事項ということで、議案書にカラー用紙が1枚はさまっておるかと思いません。こちら今回、すみません、合計数が抜けております。合計で「計81件」と追記方お願いいたします。

訂正は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、37件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断の基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、画図町大字下無田にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後はネギ、大根を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま、1番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の譲受人は、東区上南部にお住まいの専業農家が、経営拡張のために農地を所有権移転する申請です。申請地には許可後は水稻を作付けされます。

以上、2番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、タマネギを作付けされる計画です。

以上、1件について協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

4 4 番 中川宣長委員

4 4 番委員、中川です。

4 番から 9 番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4 番は、同居の後継者へ贈与される申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

5 番、6 番は関連なので、経営拡張のための使用貸借されるものです。申請者はミカンをつくられる農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

7 番、8 番も関連で、同居の後継者へ贈与される申請です。7 番は父から、8 番は祖母からです。申請地にはミカンをつくられる予定です。

9 番も、同居の後継者へ贈与される申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上 6 件、先の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4 番から 9 番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10 番。

1 8 番 志柿茂喜委員

1 8 番委員、志柿です。

10 番から 12 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

11 番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。譲受人は兼業農家で、米を作付されており、許可後は米をつくられる計画です。

12 番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後も米をつくられる計画です。

以上 3 件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より10番から12番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

13番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番と14番は関連で、13番は遺贈による所有権移転のための申請です。譲受人は兼業で、叔母から2筆、3,728㎡を遺言書により遺贈されました。遺言の効力や遺言執行者については裁判所より検認、審判を得ております。14番は新規就農のための賃借権設定による申請です。13番で、遺贈により取得されました農地とあわせて、5反要件を満たすため、新規で就農されるものです。地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取り、営農計画に何ら問題ないことを確認しました。許可後は米をつくられます。

15番は、子へ贈与のための所有権移転です。譲受人は米とメロンをつくられており、許可後は米、メロンを栽培される予定です。

16番につきましては経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、米をつくられており、許可後も米をつくられます。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より13番から16番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

17番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、施設園芸のトマト、米、麦、大豆をつくっており、許可後は米、麦、大豆をつくられる予定です。

18番は取り下げです。

19番は、経営移譲年金受給継続のための後継者へ使用貸借権設定の再設定する申請です。借り人はジャガイモ、カボチャをつくっており、許可後もジャガイモ、カボチャをつくられる予定です。

20番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は、米と露地野菜をつくっており、許可後も米と露地野菜をつくる予定です。

以上18番を除いた3件について、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、18番は取り下げでございまして、17番から20番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。21番、次お願いします。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

21番から26番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

21番、22番は関連で、一般法人が農業参入するために賃貸借権を設定される申請です。許可後は極早生、早生ミカン、不知火をつくられる計画です。申請人は、先の地区委員会に出席してもらい、営農計画等聞き取りを行い、何ら問題ないことを確認しております。

23番、24番も関連で、経営拡張のため、使用貸借権の設定と所有権移転をされる申請です。譲受人は露地野菜をつくられている専業農家で、許可後はカボチャ等露地野菜をつくられる計画です。

25番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は米とメロンをつくられている専業農家で、許可後はメロン等の苗床に利用される計画です。

26番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借権の設定をされる申請です。譲受人は米とナスをつくられている専業農家で、許可後はナスをつくられる計画です。

以上、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の

不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願ひ
します。

議 長 ありがとうございます。21番から26番につきましてご報告が
ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、27番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

27番から38番について、地区委員会での検討状況を報告いたし
ます。

27番と28番は関連でございます。独立就農のための賃貸借と使用
賃貸による権利設定申請です。許可後は促成ナスと夏秋ナス、緑肥
を作付される予定です。先日の地区委員会に出席していただきまして、
事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題
がないことを確認いたしております。

29番は、兄へ贈与のための所有権移転申請です。許可後はミカン、
お茶、野菜を作付される予定です。

30番は、後継者へ経営移譲のための使用賃貸による権利設定申請
でございます。許可後は水稻、トマト、スイカを作付される予定です。

31番は、後継者へ経営移譲のための使用賃貸による権利設定申請
です。許可後はスイカを作付される予定です。

32番と33番は関連でございます。経営拡張のための所有権移転
と賃貸借による権利設定申請です。許可後はパクチーとニンニクを作
付される予定です。

34番は、後継者へ経営移譲のための使用賃貸による権利設定申請
でございます。許可後はミニトマトを作付される予定です。

35番と36番は関連でございます。経営拡張のための所有権移転
の申請でございます。許可後は水稻、麦、野菜を作付される予定です。

37番は、子へ贈与のための所有権移転申請です。許可後は水稻と
自家野菜を作付される予定です。

38番は、営利を目的としない法人が業務の運営に必要な施設の用
に供するための賃貸借による権利設定申請です。許可後はジャガイモ、
大根、白菜等を作付される予定です。

先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等聞き取りいたしまし
た。事業計画等については何ら問題がないことを確認いたしておりま

す。

以上12件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、27番から38番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分、1件でございます。地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願ひします。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

1番につきましては、富合町木原、田の1筆の競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は、平成28年10月18日から平成28年10月25日までです。

地区委員会での協議状況を報告いたします。1番は、主に米、麦、大豆、キュウリを栽培されている専業農家で、申請地には米、麦、キュウリをつくられる予定です。先日の地区委員会で聞き取り調査及び協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、資格を満たし、買受者として適格であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり適格であることを決定いたします。

なお、願出人が最高価格受入申出等やられた場合は、農業委員会の農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明願の交付時と異なっていないと会長が認めたときは許可証を交付してよろしいかお諮りします。

ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、13件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

1番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農家住宅建築のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある1団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は農家住宅1棟の建築で転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請地は既に無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は平成28年10月1日から平成29年9月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

2番は、植林のための転用申請です。申請地は山林が隣接する急傾斜の農地でありましたが、今年4月の熊本地震により大きく被害を受け、今後農地としての管理が困難となったため、植林を行い、山林として管理されるものです。農地区分は10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は許可日から平成29年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

3番は、農業用倉庫への転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の農業施設の用に供するために該当するものと判断しました。土地利用計画は、農業用倉庫1棟及び公衆用道路の整備で適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題ありません。工事期間は、平成28年10月15日から平成29年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い。立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものとして協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。4番は、農家住宅建てかえのための転用申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅1棟で、総事業面積935.42㎡、農地転用面積466㎡で、妥当な面積であると思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等とも問題ありません。なお、申請地は無断転用されており、深く反省し、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事計画は、許可日から平成29年3月31日までの約7カ月間の予定です。

5番は、農業用資材置き場建設のための転用申請です。農地区分は生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、トラクター等の農業機械、苗箱等の農業資材の置き場で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接同意、被害防除等とも問題ありません。なお、申請地は無断転用されており、深く反省し、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上2件について、先日の地区委員会において現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、6番。

37番 角居登委員

37番委員。

6番から10番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、農家住宅の建てかえのための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅は、総事業面積1,099.66㎡のうち243.38㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成28年10月1日から29年3月30日の約6カ月間の予定です。

7番は、農業用資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、作業場も兼ねた農業用資材置き場410.62㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は平成28年10月1日から平成29年3月30日の6カ月間の予定です。

8番は、農業用倉庫建築のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業施設の用に供するために当たり、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。なお、当該農地は申請者の父親が昭和28年に購入しましたが、前所有者が店舗を建築しており、現在も建っているため、無断転用ということで始末書の提出がっております。土地利用計画は、235㎡に80㎡の農業用倉庫1棟を建築予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成28年10月1日から平成29年3月31日の6カ月間の予定です。

9番は、個人住宅の転用許可申請です。この住宅は申請者の父が昭和28年に建築したものであり、建てかえを検討する中で無断転用であることが判明したため、許可申請されるものです。この件については始末書の提出がっております。農地区分については10ha以上の広がりのある優良農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。土地利用計画は、466㎡に住宅195㎡、物置1棟で、妥当な面積と思われます。

10番は農家住宅の転用許可申請です。この住宅は申請者の父が昭和35年に建築したものであり、建てかえを検討する中で無断転用で

あることが判明したため、許可申請されるものです。この件については始末書の提出がっております。農地区分については10ha未満の広がりのない農地で、2種農地と判断されます。排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。土地利用計画は、事業面積536.04㎡のうち230㎡で、妥当な面積と思われます。

以上5件、先日の地区委員会で現地確認調査を行い、立地条件の面、位置条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、6番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

11番、12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当するものと判断しました。なお、申請人は別地番に建設したいと思い違いし、転用許可を受けないまま申請地に農家住宅を建設しており、深く反省され、始末書の提出を受けております。土地利用計画は転用面積468㎡に農家住宅1棟で妥当な面積と思われます。施工済みで資金の必要はなく、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。

12番は、農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置したものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。申請人は、農機具置き場などで手狭になったため、既存宅地を含め、農家住宅の建てかえを計画、土地利用計画は総事業面積855.3㎡、建築面積82.81㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。工事計画は、許可後から平成29年3月31日までの約7カ月の予定です。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、11番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、貸駐車場にするための転用申請です。農地区分は、市街地が著しい区域で、上下水道の2管が埋設される道路の沿線に当たり、500m以内に病院が2つあるので、3種農地と判断されます。残高証明、排水同意など必要書類は添付されています。市街地化が著しく、駐車場の需要も見込まれるため、転用規模も適正なものと判断され、工期は10月1日から平成28年12月25日を計画されており、問題ないものと思われま。

以上、先の地区委員会にて現地確認を行い、協議検討の結果、転用許可基準は満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告

いたします。

1番は、父から娘婿へ農地に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年10月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、3番は食品の製造販売業務を営む個人が農地の所有権を移転し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、近接する工場及び店舗用の従業員駐車場7台分として整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れはありません。工事完了は平成28年12月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番と3番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討いたしましたところ、立地基準の面、一般基準の面とともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま1番から、2番は取り下げでございまして、3番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして4番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、循環器科・内科のクリニックを営む個人が農地に賃貸借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接するクリニックの従業員及び来客用駐車場33台分として整備、

利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成28年10月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、4番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

5番は、不動産業務を営む個人が農地を取得し、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、周辺の住宅化が進み、駐車場の需要が見込まれることから、貸駐車場4台分を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年12月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

6番から11番は関連で、不動産の売買を営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と、市街地化が著しい区域内の農地で上下水道管が埋設する道路の沿道に2つの医療施設がある第3種農地の混在地と判断されます。土地利用計画は、申請地7筆、計5,999㎡及び他地目5,484㎡を合わせた11,483㎡に建売住宅34棟と公園等を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年3月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開

発許可が必要となりますが、集落前開発制度指定区域内で同時に手続中であることを確認しております。

続きまして、12番は、ゴルフ練習所及びゴルフ教習所を営む法人が農地を取得し、ゴルフ練習場へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画と証明、排水計画、被害防除については問題ありません。なお、申請地は既にゴルフのパット練習場の一部として無断転用されており、これまでの経緯及び深く反省されている旨の始末書が提出されており、追認はやむを得ないものと判断いたしました。

13番は、個人が農地を取得し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル190枚、発電能力48.45kWを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成29年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、5番から13番まで、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、5番から13番まで地元委員より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、6番から11番までは申請どおり農業委員会意見を聴取することといたします。
続きまして、14番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

14番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、敷地拡張のための所有権移転の転用申請です。申請人は、店舗改築に伴い駐車場スペースが少ないため申請されました。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積64㎡に車両2台分の来客用駐車場として利用され、適正な面積と判断され

ます。なお、改築に伴い、開発許可が必要となりますが、総事業面積305.3㎡で併せて手続中であることを確認しております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年10月10日から平成29年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

15番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は市街地の区域などに近接し、10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築と、公衆用道路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年10月10日から平成29年9月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

16番は取り下げられました。

17番、18番は関連で、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年11月1日から平成29年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

19番は漁業者住宅建築のための親子間で使用貸借権を設定される転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある優良農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、集落に接続して建築されるものに該当するものと判断しました。土地利用計画は、漁業者住宅1棟の建築で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請地は既に漁業用資材置き場として使用していたため、無断転用されており、深く反省された旨の始末書が提出されております。工事期間は平成28年10月16日から平成29年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上、16番を除いた5件について、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま14番から19番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。16番は取り下げで
ごぞいます。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして20番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

20番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いた
たします。

20番から25番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のため
の転用許可申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha
未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業
面積1,984.95㎡のうち、転用面積1,680㎡の建売住宅6
棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被
害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開
発制度指定区域で、開発景観課で事前審査の申請中です。工事計画は
平成28年10月1日から29年12月20日までの約1年3カ月の
予定です。

26番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請で
す。農地区分は市街地化の区域等に近接する10ha未満の農地で、
第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅3棟で、妥当
な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも
問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定
区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年
10月10日から平成29年8月31日までの約11カ月の予定です。

以上、7件、先日の地区委員会で現地調確認を行い検討したところ、
立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの
協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま20番から26番について地元委員より報告がございました
が、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、27番。

37番 角居登委員

37番委員。

27番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、保育園の来客用駐車場のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積1,027㎡に来客用駐車場40台分で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成28年10月20日から平成28年11月30日の2カ月間の予定です。

先日の地区委員会で現地調確認調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

28番から29番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

28番は所有権移転による宅地拡張の転用許可申請です。譲受人は自宅敷地が狭く駐車場不足で困っていたため、自宅横の申請地を選定したものです。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場車4台分の妥当な面積と思われます。ただ、本申請以前に駐車場利用を行っていたことを深く反省し、始末書の提出を受けております。隣接農地はなく、既に施工済みで、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。

29番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある優良農地で、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可要件の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積148.90㎡で

妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の回答書が添付されています。工事計画は、平成28年9月20日から平成29年7月31日までの約11カ月です。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま28番から29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

30番から34番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、賃借権設定による太陽光発電設備のための転用許可申請です。申請人は、賃借人である会社が既に設置している太陽光発電設備の増設分として提供されたものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル288枚で、発電容量72kW相当で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年10月1日から平成29年5月31日までの8カ月の予定です。

31番は、所有権移転による建売住宅の転用許可申請です。需要が高く、住環境もすぐれているため選定されたもので、農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積2,040.21㎡で、木造住宅7棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査を申請中とのことです。工事計画は、許可日から平成29年12月20日までの約1年4カ月の予定です。

32番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。勤務地に近く便利のため設定されたもので、農地区分は10ha未満の広が

りのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積113.17㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査の申請中とのこと。工事計画は、平成28年11月30日から平成29年3月31日までの4カ月の予定です。

33番は、所有権移転による車両置き場のための転用許可申請です。譲受人は板金塗装の仕事をしておりますが、完了した車両の一時保管場所が不足したため選定されたものです。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、車20台分の置き場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの6カ月の予定です。

34番は、所有権移転の上で貸駐車場にするための転用許可申請です。譲受人は借家を営んでおり、貸家に隣接する申請地に駐車場を計画したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場19台分で、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの6カ月の予定です。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま30番から34番について、地元委員より報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1件でございます。

　　それでは、地元委員より地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

7番 網田稔委員

7番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたしま

す。

1番は、南区域南町塚原地内での県営土地改良事業に伴う参加資格の証明願です。

先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認しております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、5号議案について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり適確者であると証明いたします。続きまして、第6号議案、7号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第6号議案、第7号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から25ページの6番までの合計6件で、全て相対による売買です。面積は、6件合わせまして、田5,064㎡、畑2,538㎡の合計7,602㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細25ページの7番から35ページの18番までで、貸手11名、借手11名の件数12件です。契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が9件で、面積は12件合わせまして、田7万1,024㎡、畑1万6,950㎡の、合計8万7,974㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、果樹、麦、露地野菜、その他です。

次に、再設定分です。明細36ページの19番から46ページの59番までで、貸手41名、借手13名の件数41件です。契約期間別では、6年未満が18件、6年以上10年未満が4件、10年以上が19件で、面積は41件合わせまして、田10万7,683㎡、畑1,221㎡の、合計10万8,904㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、麦、飼料作物、施設野菜です。

次に、利用権移転です。明細46ページの60番から53ページの84番までで、譲渡人1名、譲受人1名の件数25件です。契約期間

別では、6年未満が10件、10年以上が15件で、面積は25件合わせまして、田3万5,981㎡、畑66㎡の、合計3万6,047㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲です。

次に、農地利用集積円滑化団体による農地の借上と転貸です。明細53ページの85番と54ページの86番が熊本市農業協同組合による借上と転貸です。契約期間別では、10年以上が1件で、面積は田のみの2,584㎡で、利用内容といたしましては施設野菜です。

続きまして、第7号議案です。

55ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細56ページの1番から3番までで、貸手3名の件数3件です。契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が1件の件数3件です。面積は3件合わせまして、田8,421㎡、畑4,262㎡の、合計1万2,683㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稲、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案及び第7号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　黄色の冊子と言いますか用紙、報告事項としましては1番から10番まで項目あります。合計しまして81件ということになっております。以上です。

議長 　　次に、次第の6のその他ですが、本日は特に何もございません。以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件については、その条項、

字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 お疲れさまでございました。異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後4時16分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年9月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 梅 田 誠 也

署名委員 角 居 登

書 記 伊 津 野 敬 浩